

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年4月8日

【発行者名】 ブラックロック・グローバル・ファンズ
(BLACKROCK GLOBAL FUNDS)

【代表者の役職氏名】 取締役 ジェフリー・ラドクリフ
(Geoffrey Radcliffe)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L-2453、
ユージン・リュペール通り2-4番
(2-4, rue Eugène Ruppert, L-2453 Luxembourg,
Grand Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 中野春芽
同 十枝美紀子

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【事務連絡者氏名】 弁護士 中野春芽
同 十枝美紀子

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03(6775)1000

【届出の対象とした募集（売出）外国投資証券に係る外国投資法人の名称】
ブラックロック・グローバル・ファンズ -
ネクスト・ジェネレーション・テクノロジー・ファンド
(BlackRock Global Funds - Next Generation Technology Fund)

【届出の対象とした募集（売出）外国投資証券の形態及び金額】
記名式無額面投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号に掲げ
る投資証券に類するもの）
クラスA投資証券4,000万口を上限とする。
(上限見込額^(注1)：10億2,040万アメリカ合衆国ドル（約1,174億
円）)

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

(注1) 上限見込額は、便宜上、ブラックロック・グローバル・ファンズのネクスト・ジェネレーション・テクノロジー・
ファンドのクラスA投資証券の2021年12月末日現在の1口当たり純資産価格（25.51アメリカ合衆国ドル）に4,000万
口を乗じて算出した金額である。

(注2) アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）の円貨換算は、別段の記載がない限り、便宜上、株式会社三菱UF
J銀行の2021年12月30日現在における対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝115.02円）による。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

英文目論見書に変更があり投資方針および分配方針等が変更されましたので、2022年2月28日に提出した有価証券届出書の関係情報を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

下線の部分は訂正箇所を示します。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

2 投資方針

(1) 投資方針

<訂正前>

(前略)

投資スチュワードシップ

(中略)

持続可能な投資および投資スチュワードシップに対するブラックロック・グループのアプローチの詳細については、ウェブサイト（www.blackrock.com/corporate/sustainability および <https://www.blackrock.com/corporate/about-us/investment-stewardship#our-responsibility>）を参照されたい。

ブラックロック・グループは、現在、金融業セクターのサステナビリティ関連の開示に関する欧州議会および理事会のSFDR規則（EU）2019/2088に規定された期限までに、持続可能性についてのサブ・ファンドへの不利な影響に関する透明性の要件を遵守する方針である。

ストック・コネクト

(後略)

<訂正後>

(前略)

投資スチュワードシップ

(中略)

持続可能な投資および投資スチュワードシップに対するブラックロック・グループのアプローチの詳細については、ウェブサイト（www.blackrock.com/corporate/sustainability および <https://www.blackrock.com/corporate/about-us/investment-stewardship#our-responsibility>）を参照されたい。

SFDR

SFDRは、サステナブル投資に関する実績に基づき、投資ファンドの戦略を以下の3つに分類している。

第6条ファンドとは、持続可能性に係るリスクについて不問とする投資ファンドをいう。

第8条ファンドとは、その特性の一つとして、環境もしくは社会的投資、またはその両者を組み合わせた投資を行う投資ファンド（グッド・ガバナンス慣行を遵守する企業を投資対象とすることを条件とする。）をいう。

第9条ファンドとは、サステイナブル投資をその投資目的とする投資ファンドをいう。

ネクスト・ジェネレーション・テクノロジー・ファンドは、第6条ファンドに分類される。

ブラックロック・グループは、関連する情報が入手可能な場合には、第三者のマネジャーを含む、委託先マネジャーのグッド・ガバナンス評価の枠組みを評価する。

ブラックロック・グループは、SFDRに規定された期限までに、サブ・ファンドに関するサステナビリティへの主要な悪影響についての透明性の要件を遵守する方針である。

タクソノミー規則

第6条ファンドの場合

ネクスト・ジェネレーション・テクノロジー・ファンドを含む第6条ファンドの投資対象については、環境的に持続可能な経済活動に関するEUの基準を考慮しない。

ストック・コネクト

（後略）

（3）分配方針

<訂正前>

（前略）

取締役会の現在の方針は、サブ・ファンドおよび投資証券のクラス毎に決められる。無分配型投資証券クラスに関しては、すべての純収益を保持し再投資することが現在の方針である。その際、収益は純資産額に留保され、該当クラスの1口当たり純資産価格に反映される。分配型投資証券クラスに関しては、該当期間について純収益を分配する投資証券クラスの費用の控除後または総収益を分配する投資証券クラスの費用控除前にほぼすべての投資収益（利用可能であれば）を分配することが現在の方針である。

取締役会はまた、分配金に純実現および純未実現キャピタル・ゲインからの配当を含めるか否かおよびどの程度含めるかを決定することができる。分配型投資証券クラスが純実現キャピタル・ゲインまたは純未実現キャピタル・ゲインを含む分配金を支払う場合、または費用を含む収益総額を分配するサブ・ファンドの場合、分配金には、当初の投資元本が含まれることがある。投資主は、各地域の課税法令に依拠してかかる方法で分配される分配金が収益として課税されることに留意し、本件に関し税務の専門家に相談すべきである。

（中略）

支払回数を選択できる分配型投資証券は、取締役会の裁量により公表される。追加配当回数および配当入金日の確認はファンドの登記上の事務所および各地のインベスター・サービシング・チームにおいて入手できる。

ファンドは、会計期間中における当該投資証券の発行、乗換えまたは買戻しによって影響を受けないサブ・ファンド内で発生し各投資証券に帰属する当期純利益（または総収益分配型投資証券および安定分配型投資証券の場合、総収益ならびに金利差分配型投資証券の場合、総収益および金利差額）の水準を確保することを目的として、利益の平準化を行う。

ある投資者が会計期間中に投資証券を購入する場合、購入された投資証券の価格は、最後に分配が行われた日以降に発生した当期純利益額が含まれるものとみなされる。その結果、毎月分配型投資証券、安定分配型投資証券、金利差分配型投資証券、毎四半期分配型投資証券および毎年分配型投資証券につ

いて、購入後投資主が受領するサブ・ファンドの第1回分配金には、元本の払戻しが含まれる。無分配型投資証券は収益を分配しないため、同様の影響を受けることがない。

会計期間中に、毎月分配型投資証券、毎四半期分配型投資証券および毎年分配型投資証券を投資主が売却する場合、買戻価格は、最後に分配が行われた日以降に発生した当期純利益が含まれるものとみなされる。総収益分配型投資証券および安定分配型投資証券の場合、平準化はサブ・ファンドの総収益に基づき計算され、金利差分配型投資証券の場合は、平準化はサブ・ファンドの総収益および帰属する投資証券の金利差に基づき計算される。無分配型投資証券は、収益を分配しないため、同様の影響を受けることがない。

ファンドの収益の平準化を行うサブ・ファンドのリストおよび毎月分配型投資証券、安定分配型投資証券、金利差分配型投資証券、毎四半期分配型投資証券および毎年分配型投資証券の日々の価格を含む収益は、ファンドの登記上の事務所から請求により入手することができる。

配当の計算

(中略)

金利差分配型投資証券	配当は、一定期間（取締役会により随時決定される。）の通貨ヘッジクラス投資証券から生じる予想総収益および金利差に基づき当該期間に投資主に対して一貫した毎月の配当を提供することを目的として、取締役会の裁量により計算される。 取締役会の裁量により、元本、純未実現および純実現キャピタル・ゲインを配当することができる。通貨ヘッジクラス投資証券から生じる金利差の分配金計算への算入は、元本またはキャピタル・ゲインからの分配とみなされる。 配当は、月末に所有していた投資証券口数に基づき毎月（各暦月の最終営業日に）計算され、投資主に分配される。
毎四半期分配型投資証券	費用控除後、配当期間に発生した収益に基づき、配当が四半期毎に計算される。 配当は、公表日に所有していた証券口数に基づき投資主に分配される。

(中略)

配当の公表および再投資の支払

以下の表は、配当の公表および支払についての通常の過程ならびに投資主が利用可能な再投資の選択について記載している。公表日は、しばしば取締役会の裁量で変更されることがある。

分配型	公表	支払	自動配当再投資	支払方法
毎日分配型 投資証券	各暦月の最終営業日（または取締役会が決定し、（可能であれば）投資主に事前に通知するその他の営業日）に、当該サブ・ファンドの取引通貨で公表される。	公表後 1 暦月以内に、事前の公表日以降の期間、投資証券を保有している投資主に対し支払われる。	投資主が、書面にて各地のインベスター・サービシング・チームに請求をしない限りまたは申込書において請求しない限り、分配金は、同サブ・ファンドの同クラス形式の投資証券に自動的に再投資される。	投資主が各地のインベスターズ・サービシング・チームに通知した分配金または申込書において請求した分配金は、投資主が選択したファンドの取引通貨で、投資主の費用負担にて直接投資主の銀行口座に電信送金により支払われる（投資者とその販売会社間で別段の合意がある場合を除く。）。
毎月分配型 投資証券		公表後 1 暦月以内に、公表日直前の営業日に投資主名簿に登録されている投資主に対し支払われる。		
安定分配型 投資証券				
金利差分配型 投資証券				
基準額以上 分配型投資証券	各暦四半期の最終営業日（または取締役会が決定し、（可能であれば）投資主に事前に通知するその他の営業日）に、当該サブ・ファンドの取引通貨で公表される。			

（後略）

<訂正後>

（前略）

取締役会の現在の方針は、サブ・ファンドおよび投資証券のクラス毎に決められる。無分配型投資証券クラスに関しては、すべての純収益を保持し再投資することが現在の方針である。その際、収益は純資産額に留保され、該当クラスの 1 口当たり純資産価格に反映される。分配型投資証券クラスのうち、該当期間に関する投資収益の純額または全額を分配する投資証券クラスについては、該当期間の投資収益（分配可能な金額）から費用を控除した金額のほぼすべてを、また総収益またはトータル・リターンを分配する投資証券クラスについては、潜在的に、費用控除前の元本の一部を分配することが現在の方針である。各分配型投資証券クラスの分配方針に関する詳細については、後記「配当の計算」の項を参照されたい。

取締役会はまた、分配金に純実現および純未実現キャピタル・ゲインからの配当を含めるか否かおよびどの程度含めるかを決定することができる。分配型投資証券クラスが純実現キャピタル・ゲインまたは純未実現キャピタル・ゲインを含む分配金を支払う場合、または費用を含む収益総額を分配するサブ・ファンドの場合、分配金には、当初の投資元本が含まれることがある。投資主は、各地域の課税法令に依拠してかかる方法で分配される分配金が収益として課税されることに留意し、本件に関し税務の専門家に相談すべきである。

（中略）

支払回数を選択できる分配型投資証券は、取締役会の裁量により公表される。追加配当回数および配当入金日の確認はファンドの登記上の事務所および各地のインベスター・サービシング・チームにおいて入手できる。ファンドは、会計期間中における当該投資証券の発行、乗換えまたは買戻しによって影響を受けないサブ・ファンド内で発生し各投資証券に帰属する当期純利益（または総収益分配型投資証券、安定分配型投資証券および基準額以上分配型投資証券の場合、総収益。金利差分配型投資証券の場合、総収益および金利差額）の水準を確保することを目的として、利益の平準化を行う。

ある投資者が会計期間中に投資証券を購入する場合、購入された投資証券の価格は、最後に分配が行われた日以降に発生した当期純利益額が含まれるものとみなされる。その結果、毎年分配型投資証券、毎月分配型投資証券、毎四半期分配型投資証券、金利差分配型投資証券、安定分配型投資証券、トータル・リターン分配型投資証券または基準額以上分配型投資証券について、購入後投資主が受領するサブ・ファンドの第1回分配金には、元本の払戻しが含まれる。無分配型投資証券は収益を分配しないため、同様の影響を受けることがない。

会計期間中に、毎年分配型投資証券、毎月分配型投資証券および毎四半期分配型投資証券を投資主が売却する場合、買戻価格は、最後に分配が行われた日以降に発生した当期純利益が含まれるものとみなされる。総収益分配型投資証券、安定分配型投資証券および基準額以上分配型投資証券の場合、平準化はサブ・ファンドの総収益に基づき計算され、金利差分配型投資証券の場合は、平準化はサブ・ファンドの総収益および帰属する投資証券の金利差に基づき計算される。無分配型投資証券は、収益を分配しないため、同様の影響を受けることがない。

ファンドの収益の平準化を行うサブ・ファンドのリスト、ならびに毎年分配型投資証券、毎月分配型投資証券、毎四半期分配型投資証券、金利差分配型投資証券、安定分配型投資証券、トータル・リターン分配型投資証券および基準額以上分配型投資証券の日々の価格を含む収益は、ファンドの登記上の事務所から請求により入手することができる。

配当の計算

(中略)

金利差分配型投資証券	配当は、一定期間（取締役会により随時決定される。）の通貨ヘッジクラス投資証券から生じる予想総収益および金利差に基づき当該期間に投資主に対して一貫した毎月の配当を提供することを目的として、取締役会の裁量により計算される。 取締役会の裁量により、元本、純末実現および純実現キャピタル・ゲインを配当することができる。通貨ヘッジクラス投資証券から生じる金利差の分配金計算への算入は、元本またはキャピタル・ゲインからの分配とみなされる。 配当は、月末に所有していた投資証券口数に基づき毎月（各暦月の最終営業日に）計算され、投資主に分配される。
トータル・リターン分配型投資証券	配当は、一定期間（取締役会により随時決定される。）の予想総トータル・リターンに基づき、当該期間に投資主に対して一貫した毎月の配当を提供することを目標として、取締役会の裁量により計算される。 配当には、元本、純実現および純末実現キャピタル・ゲインからの分配が含まれることが予想され、時には、投資証券クラスの純収益ならびに実現および未実現利益による1口当たり純資産価格の増加幅を超える配当となることがある。これにより、元本成長の可能性が低まり、投資元本が減少することがある。 配当は、毎月（各暦月の最終営業日に）計算され、月末に保有していた投資証券口数に基づき投資主に分配される。
毎四半期分配型投資証券	費用控除後、配当期間に発生した収益に基づき、配当が四半期毎に計算される。 配当は、公表日に所有していた証券口数に基づき投資主に分配される。

(中略)

配当の公表および再投資の支払

以下の表は、配当の公表および支払についての通常の過程ならびに投資主が利用可能な再投資の選択について記載している。公表日は、しばしば取締役会の裁量で変更されることがある。

分配型	公表	支払	自動配当再投資	支払方法
-----	----	----	---------	------

毎日分配型 投資証券	各暦月の最終営業日 （または取締役会が 決定し、（可能であ れば）投資主に事前 に通知するその他の 営業日）に、当該サ ブ・ファンドの取引 通貨で公表される。	公表後 1 暦月以内 に、事前の公表日 以降の期間、投資 証券を保有してい る投資主に対し支 払われる。	投資主が、書面に て各地のインベス ター・サービシン グ・チームに請求 をしない限りまた は申込書において 請求しない限り、 分配金は、同サ ブ・ファンドの同 クラス形式の投資 証券に自動的に再 投資される。	投資主が各地のイン ベスターズ・サ ービシング・チ ームに通知した 分配金または申込 書において請求し た分配金は、投資 主が選択したファ ンドの取引通貨 で、投資主の費用 負担にて直接投資 主の銀行口座に電 信送金により支払 われる（投資者と その販売会社間で 別段の合意がある 場合を除く。）。
毎月分配型 投資証券		公表後 1 暦月以内 に、公表日直前の 営業日に投資主名 簿に登録されてい る投資主に対し支 払われる。		
安定分配型 投資証券				
金利差分配型 投資証券				
トータル・ リターン分配型 投資証券	各暦月の最終営業日 （または取締役会が 決定し、（可能であ れば）投資主に事前 に通知するその他の 営業日）に、当該サ ブ・ファンドの取引 通貨で公表される。			
基準額以上 分配型投資証券	各暦四半期の最終営 業日（または取締役 会が決定し、（可能 であれば）投資主に 事前に通知するそ 他の営業日）に、当 該サブ・ファンドの 取引通貨で公表さ れる。			

(後略)

別紙 1

定 義

<訂正前>

(前略)

「基準通貨」

サブ・ファンドの投資証券に関して、英文目論見書に記載される通貨をいう。

「ブラックロック・グループ」

ブラックロック・インクを最終持株会社とするブラックロックのグループ会社をいう。

(中略)

「C I B Mファンド」

アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド、アジア・マルチアセット・インカム・ファンド、アジア・タイガー・ボンド・ファンド、ダイナミック・ハイ・インカム・ファンド、エマージング・マーケット・インパクト・ボンド・ファンド、エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド、E S Gアジア・ボンド・ファンド、E S Gフィクスト・インカム・グローバル・オポチュニティーズ・ファンド、E S Gグローバル・ボンド・インカム・ファンド、E S Gグローバル・コンサバティブ・インカム・ファンド、E S Gマルチアセット・ファンド、フィクスト・インカム・グローバル・オポチュニティーズ・ファンド、チャイナ・ボンド・ファンド、エマージング・マーケット・ボンド・ファンド、エマージング・マーケット・コーポレート・ボンド・ファンド、グローバル・アロケーション・ファンド、グローバル・マルチアセット・インカム・ファンド、USドル・ボンド・ファンド、USドル・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド、グローバル・コーポレート・ボンド・ファンド、グローバル・ガバメント・ボンド・ファンド、E S Gエマージング・マーケット・ブレンデッド・ボンド・ファンド、E S Gエマージング・マーケット・ボンド・ファンド、E S Gエマージング・マーケット・コーポレート・ボンド・ファンド、E S Gエマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンドおよびワールド・ボンド・ファンドをいう。

(中略)

「O T C派生商品」

店頭派生商品をいう。

「P B O C」

中国の中国人民銀行をいう。

(中略)

「RQFIIアクセス・ファンド」

アジアン・ドラゴン・ファンド、アジアン・グロース・リーダーズ・ファンド、アジア・パシフィック・エクイティ・インカム・ファンド、アジアン・タイガー・ボンド・ファンド、アジアン・マルチアセット・インカム・ファンド、チャイナ・インパクト・ファンド、チャイナ・ファンド、システムチック・チャイナ・A株式・オポチュニティーズ・ファンド、チャイナ・フレキシブル・エクイティ・ファンド、エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド、ESGアジアン・ボンド・ファンド、チャイナ・ボンド・ファンドおよびマルチ・テーマ・エクイティ・ファンドをいう。

（中略）

「SFDR規則」

サステイナブルファイナンス情報開示に関するEU規則
2019／2088（随時改正、変更または追補済）をいう。

（中略）

「ストック・コネクト・ファンド」

アジア・パシフィック・エクイティ・インカム・ファンド、アジア・ドラゴン・ファンド、アジア・グロース・リーダーズ・ファンド、アジア・マルチアセット・インカム・ファンド、チャイナ・インパクト・ファンド、チャイナ・フレキシブル・エクイティ・ファンド、チャイナ・ファンド、サーキュラー・エコノミー・ファンド、ダイナミック・ハイ・インカム・ファンド、エマージング・マーケット・ファンド、エマージング・マーケット・エクイティ・インカム・ファンド、エマージング・マーケット・サステイナブル・エクイティ・ファンド、フィンテック・ファンド、ESGグローバル・コンサバティブ・インカム・ファンド、ESGマルチアセット・ファンド、フューチャー・コンシューマー・ファンド、フューチャー・オブ・トランスポート・ファンド、グローバル・アロケーション・ファンド、グローバル・ダイナミック・エクイティ・ファンド、グローバル・エクイティ・インカム・ファンド、グローバル・マルチアセット・インカム・ファンド、マルチ・テーマ・エクイティ・ファンド、グローバル・ロング・ホライズン・エクイティ・ファンド、システムチック・チャイナ・A株式・オポチュニティーズ・ファンド、システムチック・グローバル・エクイティ・ハイ・インカム・ファンド、システムチック・グローバル・スモールキャップ・ファンド、ナチュラル・リソース・グロース・アンド・インカム・ファンド、サステイナブル・エネルギー・ファンド、サステイナブル・グローバル・インフラストラクチャー・ファンド、ネクスト・ジェネレーション・ヘルスケア・ファンド、ネクスト・ジェネレーション・テクノロジー・ファンド、ニュートリション・ファンド、ワールド・エネルギー・ファンド、ワールド・フィナンシャルズ・ファンド、ワールド・ゴールド・ファンド、ワールド・ヘルスサイエンス・ファンド、ワールド・マイニング・ファンド、ワールド・リアル・エステート・セキュリティーズ・ファンドおよびワールド・テクノロジー・ファンドをいう。

（中略）

「サブ・ファンド」

英文目論見書に記載されるとおり、各該当クラスもしくは投資証券クラスに帰属する資産、負債、収益および支出が適用または課される、一または複数の投資証券クラスに関し、ファンドにより設定および維持される、分別管理されたコンパートメントをいう。

「SZSE」

深セン証券取引所をいう。

「UCITS」

譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託をいう。

（後略）

<訂正後>

(前略)

「基準通貨」 サブ・ファンドの投資証券に関して、英文目論見書に記載される通貨をいう。

「ブラックロック EM関連サブ・ファンドにつき、その投資目的および投資方針に記載のある場合、
EA 投資顧問会社が適用する制限および／または除外事項をいう。ウェブサイト
ベースライン・スク ([https://www.blackrock.com/corporate/literature/publication/blackrock-](https://www.blackrock.com/corporate/literature/publication/blackrock-baseline-screens-ineurope-middleeast-and-africa.pdf)
リーン・ポリシー」 baseline-screens-ineurope-middleeast-and-africa.pdf) において入手可能で
ある。

「ブラックロック・グ
ブラックロック・インクを最終持株会社とするブラックロックのグループ会社
ループ」 をいう。

(中略)

「C I B Mファンド」 アジアン・ハイ・イールド・ボンド・ファンド、アジアン・
マルチアセット・インカム・ファンド、アジアン・タイ
ガー・ボンド・ファンド、ダイナミック・ハイ・インカム・
ファンド、エマージング・マーケット・インパクト・ボン
ド・ファンド、エマージング・マーケット・ローカル・カレ
ンシー・ボンド・ファンド、E S Gアジアン・ボンド・ファ
ンド、E S Gチャイナ・オンショア・ボンド・ファンド、E
S Gグローバル・マルチアセット・インカム・ファンド、E
S Gフィクスト・インカム・グローバル・オポチュニティー
ズ・ファンド、E S Gマルチアセット・ファンド、フィクス
ド・インカム・グローバル・オポチュニティーズ・ファン
ド、チャイナ・ボンド・ファンド、エマージング・マーケッ
ツ・ボンド・ファンド、エマージング・マーケット・コーポ
レート・ボンド・ファンド、グローバル・アロケーション・
ファンド、E S Gグローバル・ボンド・インカム・ファン
ド、E S Gグローバル・コンサバティブ・インカム・ファン
ド、グローバル・マルチアセット・インカム・ファンド、U
Sドル・ボンド・ファンド、USドル・ショート・デュレー
ション・ボンド・ファンド、グローバル・コーポレート・ボ
ンド・ファンド、グローバル・ガバメント・ボンド・ファン
ド、E S Gエマージング・マーケット・ブレンデッド・ボン
ド・ファンド、E S Gエマージング・マーケット・ボンド・
ファンド、E S Gエマージング・マーケット・コーポレー
ト・ボンド・ファンド、E S Gエマージング・マーケット・
ローカル・カレンシー・ボンド・ファンドおよびワールド・
ボンド・ファンドをいう。

(中略)

「O T C派生商品」 店頭派生商品をいう。

「P A S I」 S F D Rにおいて定義されるサステイナビリティへの主要な
悪影響をいう。

「PBOC」

中国の中国人民銀行をいう。

(中略)

「RQFIIアクセス・ファンド」

アジアン・ドラゴン・ファンド、アジアン・グロース・リーダーズ・ファンド、アジア・パシフィック・エクイティ・インカム・ファンド、アジアン・タイガー・ボンド・ファンド、アジアン・マルチアセット・インカム・ファンド、チャイナ・インパクト・ファンド、チャイナ・ファンド、ESGチャイナ・オンショア・ボンド・ファンド、システムチック・チャイナ・A株式・オポチュニティーズ・ファンド、チャイナ・フレキシブル・エクイティ・ファンド、エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド、ESGアジアン・ボンド・ファンド、チャイナ・ボンド・ファンドおよびマルチ・テーマ・エクイティ・ファンドをいう。

(中略)

「SFDR」

金融業セクターのサステナビリティ関連の開示に関する2019年11月27日付の欧州議会および理事会の規則（EU）2019／2088（随時改正、変更または追補済）をいう。

(中略)

「ストック・コネクト・ファンド」

アジア・パシフィック・エクイティ・インカム・ファンド、
アジア・ドラゴン・ファンド、アジア・グロース・リー
ダーズ・ファンド、アジア・マルチアセット・インカム・
ファンド、アジア・サステイナブル・エクイティ・ファン
ド、チャイナ・インパクト・ファンド、チャイナ・フレキシ
ブル・エクイティ・ファンド、チャイナ・ファンド、チャイ
ナ・イノベーション・ファンド、サーキュラー・エコノ
ミー・ファンド、クライメイト・アクション・エクイティ・
ファンド、クライメイト・アクション・マルチアセット・
ファンド、ダイナミック・ハイ・インカム・ファンド、エ
マージング・マーケット・ファンド、エマージング・マー
ケッツ・エクイティ・インカム・ファンド、エマージング・
マーケット・サステイナブル・エクイティ・ファンド、フィ
ンテック・ファンド、ESGグローバル・マルチアセット・
インカム・ファンド、ESGマルチアセット・ファンド、フ
ューチャー・コンシューマー・ファンド、フューチャー・
オブ・トランスポート・ファンド、グローバル・アローケー
ション・ファンド、ESGグローバル・コンサバティブ・イ
ンカム・ファンド、グローバル・ダイナミック・エクイ
ティ・ファンド、グローバル・エクイティ・インカム・ファ
ンド、グローバル・マルチアセット・インカム・ファンド、マル
チ・テーマ・エクイティ・ファンド、グローバル・ロン
グ・ホライズン・エクイティ・ファンド、システムチック・
チャイナ・A株式・オポチュニティーズ・ファンド、システ
マチック・グローバル・エクイティ・ハイ・インカム・ファ
ンド、システムチック・グローバル・スモールキャップ・
ファンド、ナチュラル・リソース・グロース・アンド・イ
ンカム・ファンド、サステイナブル・エネルギー・ファン
ド、サステイナブル・グローバル・インフラストラク
チャー・ファンド、ネクスト・ジェネレーション・ヘルスケ
ア・ファンド、ネクスト・ジェネレーション・テクノロ
ジー・ファンド、ニュートリション・ファンド、ワールド・
エネルギー・ファンド、ワールド・フィナンシャルズ・ファ
ンド、ワールド・ゴールド・ファンド、ワールド・ヘルスサ
イエンス・ファンド、ワールド・マイニング・ファンド、ワ
ールド・リアル・エステート・セキュリティーズ・ファン
ドおよびワールド・テクノロジー・ファンドをいう。

（中略）

「サブ・ファンド」

英文目論見書に記載されるとおり、各該当クラスもしくは投
資証券クラスに帰属する資産、負債、収益および支出が適用
または課される、一または複数の投資証券クラスに関し、
ファンドにより設定および維持される、分別管理されたコン
パートメントをいう。

「サステイナブル投資」または
「持続可能な投資」

適用法令を考慮した上でブラックロック・グループが持続可
能な（サステイナブル）投資と思料する投資をいう。

「S Z S E」

深セン証券取引所をいう。

「タクソノミー規則」

サステイナブル投資を促進するための枠組み設定に関する
2020年6月18日付の欧州議会および理事会の規則（EU）
2020／852（規則（EU）2019／2088を改正するもの）をい
う。

「UCITS」

譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託をいう。
（後略）